平成２５年（フ）第９２号
北海道旭川市永山７条６丁目４番６号　はまなす館202号
債務者　建部　美香（旧姓山本・寺町）
1　決定年月日時　平成25年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月26日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１４０号
東京都町田市山崎町457番地都営山崎町第２アパート９―103
債務者　川原由利香
1　決定年月日時　平成25年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月20日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１３８号
静岡県浜松市中区中島３丁目27番５号　カーサナカジマ301号室
債務者　宮地　孝夫
1　決定年月日時　平成25年４月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月21日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第１５９号
静岡県磐田市豊田131番地
債務者　横井　孝代
1　決定年月日時　平成25年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月21日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第１５号
熊本県山鹿市中央通704番地
債務者　仲間　貴子
1　決定年月日時　平成25年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月21日午前11時
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２５年（フ）第１７９号
岡山市北区半田町６番28号横田コーポ105号
債務者　礒邉　碩彦
1　決定年月日時　平成25年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月11日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続終結

平成２４年（フ）第１８３号
千葉県松戸市八ケ崎１丁目28番地の８、開始決定時の住所千葉県松戸市東平賀370番地の１　リベール北小金フォレスタ201号
破産者　大野　昭美
1　決定年月日　平成25年４月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第２２４号
埼玉県比企郡鳩山町大字今宿512番地４
破産者　株式会社ヨシカワ
1　決定年月日　平成25年４月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第７２９号
埼玉県所沢市東所沢３丁目30番地の３
破産者　有限会社ヒロタック
1　決定年月日　平成25年４月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第７７０７号
千葉県千葉市緑区あすみが丘５丁目35―４
破産者　伊丹　宏幸
1　決定年月日　平成25年４月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８５０号
愛知県瀬戸市五位塚町11番地
破産者　株式会社高島セラリアル
1　決定年月日　平成25年４月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１３０５号
名古屋市中村区長戸井町２丁目20番地
破産者　エーシー設備株式会社
1　決定年月日　平成25年４月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４８１２号
大阪府箕面市船場東２丁目４番１号
破産者　池本開発株式会社
1　決定年月日　平成25年４月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４７号
岡山県総社市福谷1840番地２
破産者　上野　　忍
1　決定年月日　平成25年４月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第１９９号
岡山県倉敷市黒崎607番地の１
破産者　株式会社きむら
1　決定年月日　平成25年４月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第１８１号
沖縄県うるま市勝連南風原4336番地
破産者　前川　智子（旧姓森根）
1　決定年月日　平成25年４月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第３２号
北海道滝川市幸町３丁目４番20号
破産者　北央管材株式会社
1　決定年月日　平成25年４月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２３年（フ）第３８１７号
大阪市西区千代崎２丁目16番20号
破産者　岩建工業株式会社
1　決定年月日　平成25年４月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部